

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、
當日が休日と
の翌日)

目 次

◆規則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)

公布された規則のあらまし

- ◆鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 一 特別地方消費税の申告納入に係る納期限の特例の適用を受け
る者の指定等の手続を次のとおり定めることとした。(第四十
七条関係)
 - 1 指定要件を次のとおりとした。
 - (一) 経営を開始した日から一年を経過していること。
 - (二) 指定を受けようとする年度の初日の属する年の前年にお
ける特別地方消費税の納入金額の合計額が三百六十万円以
下であること。
 - (三) 過去に指定の取消しを受けた者にあっては、当該取消し

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

の日から一年を経過していること。
四 直前三年において特別地方消費税に係る不申告加算金又
は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。
五 財産の状況その他の事情から特別地方消費税の徴収の確
保に支障がないと認められること。

2 指定を受けようとする特別徴収義務者は、所定の申請書を
提出しなければならないこととした。

3 指定及び指定の取消しは、所定の指定書及び指定取消書を
交付してすることとした。

二 鳥取県税条例で定めていた様式を新たに定めることとした。

(第二条の二、第二条の五、第三十五条の三、第三十五条の
四、第三十七条の二、第三十九条の二、第四十一条～第四十三
条、第四十八条～第四十九条の三、第五十条の二、第三章関
係)

三 その他所要の規定の整備をすることとした。

四 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

五 所要の経過措置を講ずることとした。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の二」を「第三十五条の四」に、「第三十六条・第三十七条」を「第三十六条—第三十七条の二」に、「第三節 不動産取得税(第三十八条・第三十九条)」を「第三節 不動産取得税(第三十八条・第三十九条の二 県たばこ税(第三十九条第三十九条)」に、「娯楽施設利用税(第四十条—第四十三条の三)」を「ゴルフ場利用税(第四十条—第四十三条)」に、「料理飲食等消費税(第四十四条—第四十九条)」を「特別地方消費税(第四十四条—第四十九条の三)」に、「第五十条」を「第五十条・第五十条の二」に、「第七節 「第七節 鉱区税(第五十一条)」を「第三章 目的税(第五十一条)」を

に改める。

五十三条)

に改める。

(納付書等)
第二条の次に次の四条を加える。

第二条の二 条例第一条第三号から第六号までの規定による納付書等は、次の各号に定める様式によるものとする。

一 条例第一条第三号の納付書

イ 普通徴収に係る場合 第一号様式

ロ 申告納付に係る場合 第一号様式の二

二 条例第二条第四号の納入書 第一号様式の二

三 条例第一条第五号の納税通知書 第一号様式の三

四 条例第一条第六号の納入通知書 第一号様式の四

(徴税吏員等の証票)

第二条の三 条例第四条に規定する規則で定める証票は、県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査を行う場合にあつては第一号様式の五、県税に関する反則事件の調査を行う場合にあつては第一号様式の六のとおりとする。

(納税管理人の申告書)

第二条の四 条例第二十一条に規定する規則で定める申告書は、第一号様式の七のとおりとする。

(督促状)

第二条の五 条例第一十五条规定する規則で定める督促状は、第一号様式の八のとおりとする。

第三条中「第一号様式」を「第一号様式の九」に改める。

第三十条第一項中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、

第十二号から第二十四号までを五号ずつ繰り上げる。

第二章第一節中第三十五条の二の次に次の二条を加える。
(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十五条の三 条例第四十三条第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三条号様式の三のとおりとする。

(利子割に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十五条の四 条例第四十五条の八第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三条号様式の四のとおりとする。

第二章第二節中第三十七条の次に次の二条を加える。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書)

第三十七条の二 条例第五十五条第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十三条号様式の三のとおりとする。

第二章第三節の次に次の二条を加える。

第三節の二 県たばこ税

(更正及び決定に関する通知書)

第三十九条の二 条例第七十六条の七第一項に規定する規則で定める通知書は、第五十七号様式の二のとおりとする。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 ゴルフ場利用税

第四十条中「第七十九条第六項」を「第七十九条第二項」に改める。

(特別徴収義務者の証票)

第四十一条 条例第八十二条第三項に規定する証票は、第五十九号様式のとおりとする。

(納入申告書)

第四十二条 条例第八十七条第一項に規定する規則で定める納入申告書は、第六十号様式のとおりとする。

(更正及び決定に関する通知書)

第四十三条 条例第九十条第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十号様式のとおりとする。

第四十三条の二及び第四十三条の三を削る。

第二章第五節の節名及び第四十四条を次のように改める。

第五節 特別地方消費税

第四十四条 削除

第四十五条中「第六十二号様式の二」を「第六十二号様式」に改める。

第四十六条の見出し中「料理飲食等消費税の」を削り、同条中「規定する」の下に「規則で定める」を加え、「第六十二号様式の二の二」を「第六十二号様式の二」に改める。

第四十七条から第四十九条までを次のように改める。

(申告納入に係る納期限の特例に関する要件等)

第四十七条 条例第九十八条第二項(条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 条例第九十二条の場所の経営を開始した日から一年を経過していること。

二 指定を受けようとする年度の初日の属する年(以下「申請年」といいう。)の前年における条例第九十八条第一項の納入金の合計額が、三

百六十万円以下であること。

三 条例第九十八条第五項の規定により同条第四項の規定による指定の取消しを受けた者にあつては、当該取消しの日から一年を経過してい

ること。

四 申請年の直前三年において特別地方消費税に係る不申告加算金又は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。

五 財産の状況その他の事情から特別地方消費税の徴収の確保に支障がないと認められること。

2 条例第九十八条第三項（条例第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、第六十二号様式の三による申請書でしなければならない。ただし、指定を受けようとする年度の前年度において既に指定を受けている者にあつては、この限りでない。

3 条例第九十八条第四項（条例第九十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第六十二号様式の四による指定書を交付してするものとする。

4 条例第九十八条第五項（条例第九十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定を取り消す場合は、第六十二号様式の五による指定取消書を交付してするものとする。

第五十二条 条例第一百三十五条の十一に規定する規則で定める納稅済印は、
第六十六号様式のとおりとする。

（更正、決定等に関する通知書）

第五十三条 条例第一百三十五条の十六第一項に規定する規則で定める通知書は、第六十七号様式のとおりとする。

第二節 軽油引取税

第四十九条 条例第九十九条第一項に規定する規則で定める申告書は、条例

第九十三条第三項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の八、同条第四項の規定に該当する場合にあつては第六十二号様式の九のとおりとする。

第四十九条の次に次の二条を加える。

（特別徴収義務者の証票）

第四十九条の二 条例第一百条第三項に規定する証票は、第六十二号様式の十のとおりとする。

第四十九条の三 条例第一百七条第一項に規定する規則で定める通知書は、

第六十三号様式のとおりとする。

第二章第六節中第五十条の次に次の二条を加える。

第六十四号様式の二のとおりとする。
第二章の次に次の二章を加える。

第三章 目的税

第一節 自動車取得税

（納稅済印）

第五十四条 様式のとおりとする。
第二章の次に次の二章を加える。

（みなし課税に係る製造届出書）

第五十四条 条例第一百三十七条第三項に規定する規則で定める通知書は、第六十八号様式のとおりとする。

（特別徴収義務者の証票）

第五十五条 条例第百四十四条第四項に規定する証票は、第六十九号様式のとおりとする。

(還付申請書)

第五十六条 条例第百五十条第二項に規定する規則で定める還付申請書は、

その三 県が課する固定資産税納税通知書

第五十七条 条例第百五十一条第二項に規定する規則で定める承認書は、

第七十号様式のとおりとする。

(免税軽油に係る承認書等)

第五十八条 条例第百五十二条第二項に規定する規則で定める承認書は、

第七十一号様式のとおりとする。

2 条例第百五十三条第三項に規定する規則で定める申請書は、第七十号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第五十九条 条例第百五十三条第一項に規定する規則で定める通知書は、

第六十号様式のとおりとする。

附則の次に次の様式目次を加える。

様式目次

一 通則関係

第一号様式その一 納付書(個人事業税)

その二 納付書(不動産取得税、県たばこ税(普通徴収)、鉱

区税、県が課する固定資産税、狩猟者登録税・入猟税(普通徴収)

(普通徴収)

その三 納付書(自動車税)

第一号様式の二 納付(納入)書(県民税利子割(更正、決定)、県たば

こ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税)

第一号様式の三その一 事業税(個人) 納税通知書

第一号様式の九 納税証明書

二 賦課徴収関係

第二号様式 調査決定決議書

第三号様式 相続人代表者指定(変更)届出書

第三号様式の二 相続人代表者指定通知書

第四号様式 納付(納入)通知書

第四号様式の二 納付(納入)催告書

第五号様式 納期限変更告知書(一般)

第五号様式の二その一 税額等変更通知書(一般)

その二 自動車税税額変更通知書

第六号様式 強制換価の場合の徴収通知書（執行機関）

第六号様式の二 強制換価の場合の徴収通知書（納税者、特別徴収義務者）

第七号様式 徴収通知書（質権又は抵当権者）

第八号様式 地方税法第十四条の十六による交付要求書

第九号様式 削除

第十号様式 地方税法第十四条の十八の規定による納付（納入）告知書

第十号様式の二 地方税法第十四条の十八の規定による徴収通知書

第十一号様式 徴収猶予（期間延長）通知書

第十一号様式の二 徴収猶予（期間延長）不承認通知書

第十一号様式の三 徴収猶予取消通知書

第十一号様式の四 県税口座振替依頼書

第十一号様式の五 県税納付書送付依頼書

第十二号様式 換価猶予（期間延長）通知書

第十二号様式の二 換価猶予の取消通知書

第十三号様式 滞納処分停止通知書

第十三号様式の二 滞納処分停止の取消通知書

第十三号様式の三 納税義務消滅通知書

第十四号様式 保証書

第十五号様式 保全担保提供命令書

第十五号様式の二 保全担保に係る抵当権設定通知書

第十五号様式の三 保全担保解除通知書

第十六号様式 保全差押金額決定通知書

第十六号様式の二 地方税法第十六条の四の規定による交付要求書

第十六号様式の三 地方税法第十六条の四の規定による交付要求通知書

第十六号様式の三 地方税法第十六条の四の規定による交付要求通知書

第十六号様式の三 地方税法第十六条の四の規定による交付要求通知書

第十七号様式その一 過誤納金還付（充当）通知書（一般）

その二 自動車税過誤納金還付（充当）通知書

その三 歳入金支払通知書

第十七号様式の二 過誤納金還付請求書

第十八号様式 削除

第十九号様式 現金領收証書

第十九号様式の二 領收印

第十九号様式の三 現金領收証書用紙及び収納現金引継簿

第十九号様式の四 払込書

第二十号様式 現金出納簿

第二十一号様式その一 現金払込書（県税事務所）

第二十二号様式 滞納整理票

第二十三号様式 差押財産引継処理簿

第二十四号様式 徴収の嘱託書

第二十五号様式 徴収引継書

第二十五号様式の二 徴収引受書

第二十六号様式 公示送達書

第二十六号様式の二 更正をすべき理由がない旨の通知書

第二十七号様式その一 法人台帳

その一の一 県民税利子割台帳

その二 個人事業税台帳

その三 県たばこ税台帳

その四 鉱区税台帳

- その五 ゴルフ場利用税台帳
 その六 特別地方消費税台帳
 その七 軽油引取税台帳
- 第二十八号様式その一 一人別徵収簿（県民税、事業税（法人分）用）
 その一の一 一人別徵収簿（県民税（利子等分）用）
 その二 一人別徵収簿（事業税（個人分）用（納期内納付分））
 その三 一人別徵収簿（事業税（個人分）用（納期後納付分））
 その三の一 一人別徵収簿（不動産取得税・固定資産税用（納期内納付分））
 その三の二 一人別徵収簿（不動産取得税・鉱区税用（納期後納付分））
 その三の三 一人徵収簿（鉱区税用（納期内納付分））
 その四 削除
 その五 一人別徵収簿（狩獵者登録税・入猟税用）
 その六 一人別徵収簿（県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税用）
 その七 一人別徵収簿（自動車取得税用）
- 第二十九号様式 県税合計徵収簿
 第二十九号様式の二 県税外合計徵収簿
- 第三十号様式その一 特別徵収義務者登録簿（ゴルフ場利用税）
 その二 特別徵収義務者登録簿（特別地方消費税）
 その三 特別徵収義務者登録簿（軽油引取税）
- 第三十一号様式 削除
 第三十二号様式 削除
- 第三十三号様式 免税軽油使用者証整理簿
 第三十四号様式その一 徵収猶予（期間延長）整理簿
 第三十五号様式 換価猶予（期間延長）整理簿
 第三十六号様式 滞納処分停止整理簿
 第三十七号様式 県税徵収嘱託簿
- 第三十八号様式 県税徵収受託簿
 第三十九号様式その一 過誤納金還付（充当）整理簿（一般）
 その二 自動車税過誤納金還付（充当）整理簿
- 第四十号様式 納付（納入）受託証券整理簿
 第四十一号様式 納稅通知書等發付決議簿
- 第四十二号様式 督促状發付決議簿兼滞納整理票回付簿
 第四十三号様式 不服申立て受付件名簿
 第四十四号様式 犯則者通告处分台帳
 第四十五号様式 犯則者処分猶予台帳
- 第四十六号様式及び第四十七号様式 削除
 第四十八号様式 個人の県民税徵収整理簿
 第四十九号様式 三 県民税関係
- 第五十号様式 個人県民税課税状況報告書
 第五十一号様式 個人県民税賦課徵収状況報告書

- 第五十二号様式 個人県民税滞納状況報告書
- 第五十三号様式 県民税徵収扱費に関する報告書
- 第五十三号様式の一 払込書
- 第五十三号様式の三 更正決定通知書（法人県民税・法人事業税・加算金）
- 第五十三号様式の四 更正決定通知書（県民税利子割・加算金）
- 四 事業税関係
- 第五十四号様式 鉱物の採掘事業と精鍊事業とを一貫して行う者の所得計算方法（変更）承認申請書
- 第五十五号様式 事業税に係る申告納付期限の（不）承認通知書
- 五 不動産取得税関係
- 第五十六号様式 不動産の価格の決定通知書
- 第五十七号様式 固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知書
- 六 県たばこ税関係
- 第五十七号様式の二 更正決定通知書（県たばこ税・加算金）
- 七 ゴルフ場利用税関係
- 第五十八号様式 等級決定通知書（ゴルフ場利用税）
- 第五十九号様式 ゴルフ場利用税特別徵収義務者の証
- 第六十号様式 ゴルフ場利用税納入申告書
- 第六十一号様式 更正決定通知書（ゴルフ場利用税、軽油引取税）
- 八 特別地方消費税関係
- 第六十二号様式 指定書
- 第六十二号様式の二 特別地方消費税納入申告書
- 第六十二号様式の三 特別地方消費税納期限の特例適用申請書
- 第六十二号様式の四 特別地方消費税納期限の特例指定通知書
- 第六十二号様式の九 第一号様式を第一号様式の九とし、同様式の前に次の八様式を加える。
- 九 自動車税関係
- 第十 鉱区税関係
- 第十一 自動車取得税関係
- 第十二 軽油引取税関係
- 第十三 軽油引取税納稅證明書
- 第十四号様式の二 納稅済印
- 第十五号様式 鉱区税納稅證明書
- 第十六号様式 自動車税納稅證明書
- 第十七号様式 更正決定通知書（自動車取得税・加算金）
- 第十八号様式 軽油以外の炭化水素油製造届出書
- 第十九号様式 軽油引取税特別徵収義務者の証
- 第二十号様式 軽油引取税納入免除・還付申請書
- 第二十一号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書

第一号様式その一

(第二条の二関係)

領収証書◎

整理番号					
県税 番号	口座 松江公 番	加入者	県税 事務所		
(納付者) 殿					
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期	
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区分				
税額	十	万	千	百	十 円
延滞金					
計					
納期限	年 月 日				
上記のとおり領収しました。					
指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印					

領収済通知書◎

整理番号					
県税 番号	口座 松江公 番	加入者	県税 事務所		
(納付者)					
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期	
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区分				
税額	十	万	千	百	十 円
延滞金					
計					
納期限	年 月 日				
上記のとおり領収しました ので通知します。					
取りまとめ指定金 融機関名 又は取り まとめ郵 便局名		指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印			

納付書◎

整理番号					
県税 番号	口座 松江公 番	加入者	県税 事務所		
(納付者)					
年度	(款) 県税	(項) 事業税	(目) 個人	期	
納税貯蓄 組合番号	口座振替 区分				
税額	十	万	千	百	十 円
延滞金					
計					
納期限	年 月 日				
払い込むべき場所					
日 計					
千百十萬千百十円 口					

第一号様式その二(第二条の二関係)

(表)

領収証書 ◎				納付書 ◎			
県税 番号	口座 松江公 番 者	加入 事務所		県税 番号	口座 松江公 番 者	加入 事務所	
第 号	(納付者)			第 号	(納付者)		
年度				年度			
(款)	(項)	(目)	期	(款)	(項)	(目)	期
県 税				県 税			
税額	十	万	千	税額	十	万	千
	百	百	十		百	百	十
延滞金				延滞金			
計				計			
納期限	年	月	日	納期限	年	月	日
上記のとおり領収しました。							
指定金融機 関等又は郵 便局の領収 日付印		取りまと め指定金 融機関名		指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印		日	計
		口				千百十 万千百十 円	受付 (領収) 日付印

備考 この様式は、不動産取得税、県たばこ税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）、鉱区税、県が課する固定資産税並びに狩猟者登録税及び入猟税（普通徴収の方法により徴収する場合に限る。）について使用すること。

(裏)

領収済通知書 ◎			
県税 番号	口座 松江公 番 者	加入 事務所	
第 号	(納付者)		
年度			
(款)	(項)	(目)	期
県 税			
税額	十	万	千
	百	百	十
延滞金			
計			
納期限	年	月	日
上記のとおり領収しました ので通知します。			

第一号様式その三(第二条の二関係)

納付書 ◎								整理番号								
年度	(款) 県税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所									
(納付者)								登録番号								
								納税貯蓄組合番号	口座振替区分							
								所有権留保者区分								
								税額	百	十	万	千	百	十	円	
								延滞金								
								計								
殿								納期限	年 月 日							
納付場所	領収日付印							日 計								
								口	千	百	十	万	千	百	十	円

領收証書 ◎								整理番号							
年度	(款) 県税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座 番号	松江公 番	加入者	県税事務所								
(納付者)								登録番号							
								納税貯蓄組合番号	口座振替区分						
								所有権留保者区分							
								税額	百	十	万	千	百	十	円
								延滞金							
								計							
殿								納期限	年 月 日						
指定金融機関	等又は郵便局 の領収日付印							上記のとおり領収しました。							

第一号様式の二(第二条の二関係)

(表)

領収証書							
月分	口座	松江公番					
県税番号	加入者	事務所					
第 号	(納付者)						
年度							
(款)	(項)	(目)					
県 税							
税 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重 加 算 金							
計							
納 期 限	年	月	日				
上記のとおり領収しました。							
指定金融機関等又は郵便局の領収日付印							
取りまとめ指定金融機関名							
取りまとめ郵便局名							
指定金融機関等又は郵便局の領収日付印							

納付(納入)書							
月分	口座	松江公番					
県税番号	加入者	事務所					
第 号	(納付者)						
年度							
(款)	(項)	(目)					
県 税							
税 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重 加 算 金							
計							
納 期 限	年	月	日				
払い込むべき場所							
日 計	受付印						
口 千百十万千百十円	(付印)						
	領收印						

(裏)

領収済通知書							
月分	口座	松江公番					
県税番号	加入者	事務所					
第 号	(納付者)						
年度							
(款)	(項)	(目)					
県 税							
税 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 金							
過少申告加算金							
不申告加算金							
重 加 算 金							
計							
納 期 限	年	月	日				
上記のとおり領収しましたので通知します。							

注意
延滞金について
納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(次に掲げる税額のそれぞれの期間について年7.3パーセント)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるときはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。

- 1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
 - ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
イ 更正又は決定による不足税額
当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- 2 納税通知書により告知された税額に係るもの
 - 納期限後に納付する税額
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

第一申様式の川山の「(表)」(裏)

(表)

(裏)

事業税(個人)納税通知書

整理番号 (納付者)	口座番号 (納付者)	松江公番	加入者	県税事務所
---------------	---------------	------	-----	-------

年 度	課税客体	課税標準額	税 率	税 额
納税戸籍 組合番号			口座振替区分	

期 別	納 期 限	税	額
第1期	年 月 日	十 万 千 百 十	円
第2期	年 月 日		
隨 時	年 月 日		

納付場所

お知らせ

- 1 この県税は、地方税法第72条及び鳥取県税条例第46条の規定により賦課されたものです。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6ペーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年

月

日

職 氏 名 國

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

第1回選出の川山の川(選出)選出(表)

(裏)

税 納 稅 通 知 書

県 税	口座番号	松江公 番	加 入 者	県税事務所
第 号	(納付者) 住 氏			
年度	所 名			

課 稅 客 体	課 稅 標 準 額	税 率
年 月 日	十 万 千 百 十	円
年 月 日

納付場所

上記のとおり納めてください。この県税は、地方税法第1条、鳥取県税条例第1条の規定により賦課されたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で滞納金を徴収します。

年 月 日

職 氏 名 団

お知らせ

1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知书を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求することができます。審査請求

は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 紳期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

備考 この納税通知書は、不動産取得税、県たばこ税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)、鉛区税並びに狩獵者登録税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)について使用することになります。

15 平成元年3月31日 金曜日

表1 取扱いの川山の川 (表1) (表題)

(表)

県が課する固定資産税納税通知書

(裏)

県 税	口座番号	松江公 番	加 入 者	県税事務所
第 号	(納付者) 住 民	所 名		
年 度				
課 税 客 体	課 税 標 準 額	税 额	率	
期 别	納 期 限	税 额	率	
第 1 期	年 月 日	千 百 十 万 千 百 十 円		
第 2 期	年 月 日			
第 3 期	年 月 日			
第 4 期	年 月 日			
納付場所				

上記のとおり納めてください。
1 この県税は、地方税法第740条、鳥取県税条例第129条の規定により賦課されたものです。

2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金未納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6ペーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3ペーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年 月 日

職 氏 名 団

お知らせ

1 紳税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知书を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

2 紳期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

平成元年3月31日 金曜日

報 公 县 取 鳥

県 1 叩轍保の川の図 (標11条の1) 課送

(表)

(裏)

自動車税納税通知書	整理番号
-----------	------

(納付者)	年度	県税 登録番号	口座松江公 司	登録番号	税 率	加 入 者 事務所	県税 事務所
	県税 登録番号	口座振替区 分					
所有權保留者区分	百十 万千百十 円						

- 1 この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第109条の規定によつて自動車の所有者に課せられたものであります。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6ペーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について、年7.3ペーセント)の割合で計算した額で滞滞金を徴収します。

上記のとおり納めてください。
年 月 日

職 氏 名 国

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

第1回課税の川山の由（第1回の1回課税）

(表)

自動車税納税通知書

県
税

(納付者)

登録番号 税率

年度 納税町村組合番号 口座振替区分

税額 千百十円

納期限 年月日

納付場所

上記のとおり納めてください。

- この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によって自動車の所有者に課せられたものであります。
- この税額については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるときは(1,000円未満の端数は切り捨てる。)年14.6ペーセント(この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間について、年7.3ペーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

年月日

職氏名固

お知らせ

- 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて(4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして)自動車税が課されることになりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査請求第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

(裏)

銀1印鑄4号の11番の1(第11條の11認定)

(表)

(裏)

報公県取島

上記のとおり納めてください。

- 1 この県税は、地方税法、及び鳥取県税条例第141条第2項の規定によつて課せられたものです。
- 2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。

年　月　日

職　氏　名　國

県税　軽油引取税納税通知書

第号	(納付者)
年度	住所 氏名

期別	納定期限	課税標準額	税率	額
	年　月　日	十　万　千　百　十	円	

納付場所

お知らせ

- 1 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

第一号様式の四(第一條の一関係)

納入通知書	
第号	年度歳入
一般会計	
納入者 住所 氏名	
款 項 目 節	
金額 千百十 万千百十 円	
ただし 上記金額を 年月日 までに県指定金融機関、県指 定代理金融機関又は県収納代 理金融機関に納入して下さい。 年月日 職 氏 名 國	

領収済通知書	
第号	年度歳入
一般会計	
納入者 住所 氏名	
款 項 目 節	
金額 千百十 万千百十 円	
ただし 上記金額を領収したので通 知します。 年月日 銀行 店園	

領収証書	
第号	年度歳入
一般会計	
納入者 住所 氏名	
金額 千百十 万千百十 円	
ただし 上記金額を領収しました。 年月日 銀行 店園	

第一号様式の五(第一條の三関係)

第一号様式の六(第一條の三関係)	
第号	所屬
鳥取県事務吏員 氏 檢 稅 吏 員 証 國 年 月 日交付 鳥 取 県	微 稅 吏 員 証 國 年 月 日交付 鳥 取 県
鳥取県事務吏員 氏 檢 稅 吏 員 証 國 年 月 日交付 鳥 取 県	名

平成元年3月31日 金曜日

報 公 县 取 鳥

様式の七 (様式の四題添)

納税管理人申告書

年月日	本籍地	市 町 村
住所	事務所又は事業所所在地	段
職氏名殿 氏名又は 名称		(申)
税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため下記の者を納税管理人に定めましたから、鳥取県税条例第21条の規定によつて申告します。		
納税 管理人	住所 職業 氏名	電話番号 生年月日 年月日生

(納税者の氏名)		
第 号	督 促 状	期 分 納 期限
年度 目	税 目	年 月 日
税 額	円	円
加算金	円	円
納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるときは(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(からまでの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額		
延滞金	上記のとおり滞納となつていますから、至急納付してください。	
年 月 日	職 氏 名 画	

備考 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

上記の納税管理人を承諾しました。

年
月
日氏
名(申)

(裏)

納付場所	お知らせ				
第 号	税目	督 促 状	年 度	税 随時分	納 期 限

1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けなければならないことになります。

2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。

審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

様式のべるの一一(様式用図)

(表)

市 郡 (納税者の氏名)	町 村 殿					
第 号	税目	督 促 状	年 度	税 随時分	納 期 限	年 月 日

税額 納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6‰(一セント)で該納税通知書を発した日の翌日から当該納定期間までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3‰(一セント)の割合で計算した金額

延滞金 上記のとおり滞納となつていますから、至急納付してください。

年 月 日 職 氏 名 団

備考 1 用紙の大きさは、郵便はがき大とする。

2 この督促状は、鳥取県税条例第113条の4の規定により徵収する自動車税に係る督促について使用する。

(裏)

納場付所

七
知らせ

、1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押を受けなければならないことになります。

2 この督促について不服がある場合は、この督促状を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求することができます。

०८

に改める。

第 五 項 様式は「昭和 年月 日まで」又は「昭和 年度」又は「 年度」とある。

第ノ号様式から第ノ号を
年月日」に改める。

第十回 還帳母「昭和年月日」及「年月日」

銀行 店又は近くの 銀行
店若しくはもよりの郵便局

に改める。

に改める。

第十号様式の二中

銀行 店又は近くの 銀行
店若しくはもよりの郵便局

1

報 公 县 取 鳥

に改め。

第十九号様式の川及ぼ第十五号様式「昭和 年 月 日」に「
年 月 日」と改め。

第十五号様式「昭和 年 月 日」に「 年 月 日」と、

昭和 年 月 日以後に課せられる 税

年 月 日以後に課せられ 税

る 税 年 月 日限」に「 年 月 日限」と改め。

第十五号様式の「かかる」や「係る」と「昭和 年 月 日」に
「 年 月 日」と改め。

第十五号様式の川及ぼ第十九号様式の川及ぼ、第十七号様式の「及ぼ第
十九号様式の規定」に「昭和 年 月 日」に「 年 月 日」と改め
れ。

第十一号様式の 1 号「昭和 年度歳入」に「 年度歳入」と、

「昭和 年 月 日」に「 年 月 日」と改め。

第十六号様式「昭和 年 月 日」に「 年 月 日」と改め
れ。

第十七号様式の川及ぼ「県たばこ消費税台帳」に「県たばこ税台帳」

課 稲	本 数		本	
	標準数量	小売定価	本	本
納付税額(還付金額)			円	円
調 定 年 月 日	・	・	・	・

課 稲	本 数		本	
	標準数量	小売定価	本	本
納付税額(還付金額)			円	円
調 定 年 月 日	・	・	・	・

課 稲	本 数		本	
	標準数量	小売定価	本	本
納付税額(還付金額)			円	円
還付金額(3 級品)			円	円

課 稲	本 数		本	
	標準数量	小売定価	本	本
納付税額(3 級品)			円	円
還付金額()			円	円

第十七号様式の川及ぼのものが改め。

改め。

(表) ゴルフ場利用税台帳

経営するゴルフ場		名 称								
所在地										
経 営 者	商 号		住 所		氏 名		摘要			
課 税 状 況 情 况	年 度	月 別	利用人員	等級	税率	調 定 税 額		調 年 月 定 日	摘要 (加 算 金)	
						申 告	修正申告(更正・決定)			
		3							• •	
		4							• •	
		5							• •	
		6							• •	
		7							• •	
		8							• •	
		9							• •	
		10							• •	
		11							• •	
		12							• •	
		1							• •	
2							• •			
計										

(裏)

第一二十七号様式その五（第三十条関係）

第一一十七号様式その六(表)中「料理飲食等消費税合帳」及「特別地方

消費稅台帳

第二十八号様式その六中「(県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税、軽油引取税)」を「(県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、軽油引取税用)」に改め、同様式その七中「(自動車取得税)」を「(自動車取得税用)」に改める。

第三十号様式その一（第三十条関係）

特別徴収義務者登録簿(ゴルフ場利用税)

第三十回 燐村の「」、「料理飲食等消費税」や「特別地方消費税」に改める。

第三十一號樣式 削除

第三十一号様式の二及び第三十一号様式の三を削る。
第三十二号様式を次のように改める。

第三十二號樣式 削除

第三十二号様式の一を削る。

第三十四号様式中の「」を削り、同様式中の「年」「月」「日」を「 年 月 日」に改め、同様式中の「」をその「」に替へ。

第五十号 標式 中

合計	130万円以下の者
	130万円を超える者
300万円を超える者	
計	

を

平成元年3月31日 金曜日

徴収区分	500万円以下の者 500万円を超える者 計	人		円	
		人	円	円	円
特徴別分	500万円以下の者 500万円を超える者 計				
合計	500万円以下の者 500万円を超える者 計				
合計	500万円を超える者 計				

むべき場所

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

に改める。

第五十一回 慶母「(昭和 年度)」始「(年度)」迄昭和〇

払い込るべき場所
銀行 店又は近くの 銀行
店若しくは郵便局

法人県民税
法人事業税
加算金 更正決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

市 郡	町 村	番地	年 月 日			職 氏 名	
殿			通知書番号	第	年	月	日
			事業年度	自 至	年	月	日
区分	法人県民税			法人事業税			
	法人税割額		均等割額	課税標準額 (本県分)	税額		
更正(決定)額	円	円	円	円	円	円	
既申告(更正・ 決定)額							
差引不足税額等							
過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	延滞金				
円	円	円	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、 税額2,000円以上あるとき(1,000円未満の端数は切り捨て る。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間 又は当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間について は、年7.3パーセント)の割合で計算した金額				
更正(決定)額の算出基礎						加算金の算出基礎	
区分	法人県民税		法人事業税				
	法人 税 割	均等割	所得 金 額	年350万円 を超える年70 0万円以下の所 得金額又は年350 万円を超える所 得金額若しくは清 算所得金額	年700万円 を超える所 得金額、軽 減税率不適用 法人の所得 金額又は清 算所得金額	計	収入 金 額
課税標準額 の総額	円	円	円	円	円	円	
分割基準							
課税標準額 (本県分)	円	円	円	円	円	円	
税率	100	100	100	100	100	円	
税額	円	円	円	円	円	円	
外国税額控 除額							
仮表経理控 除額							
利子割額控 除額							
差引税額							
納付期限	年 月 日						
納付場所							
更正(決定) の根拠法令	法人県民税			法人事業税			
	地方税法 第 条			地方税法 第 条			

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日
以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求
は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

県民税利子割更正(決定)通知書
加算金決定次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

市 郡	町 村	番地	年 月 日	職 氏 名	印	
			殿	通知書番号	第 号	年 月 分
区 分	課税標準額(支払額)		税 額 等	摘要		
更正(決定)額	円		円			
既申告(更正・決定)額						
差引不足額						
過少申告加算金						
不申告加算金						
重加算金						
延滞金	不足税額については、年月日から納入の日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した額					

更正(決定)額の計算基礎				加算金の算出基礎		
区 分	種 類	支 払 額	税 額	過少申告加算金		
				対応税額A	円	
				Aのうち上乗せ加算対象税額		
				A × 100		
				加算金額	B × 100	
					計	
				不申告加算金		
				対応税額C	円	
				加算金額(C × 100)		
				重加算金		
				対応税額D	円	
計				加算金額(D × 100)		
納期限	年 月 日	更正(決定)の根拠法令		地方税法	第	条
納付場所						

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第4十回印様式「行なう」や「行う」又「昭和 年 月 日」や「

年 月 日」を省略。

第五十九回様式「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」を省略。

第五十六回様式「昭和 年 月 日」や「 年 月 日」を省略。

同様式の次に次の1様式を加へ。

区 分	売渡し又は消費 等の合計本数 本	年 月 日		
		年	月	日
職氏名	年	月	分	回

更正(決定)額	税額	等	摘要	要
既申告(更正・ 決定)額				
差引不足税額				
過少申告加算金				
不申告加算金				
重加算金				

不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額2,000円以上であるときは(1,000円未満の端数は切り捨てる)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間は当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する期間についてでは、年7.3パーセント)の割合で計算した金額

延滞金	納付期限	年 月 日
納付場所	地方法第	条第 項
更正(決定)の 根拠法令		

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第五十七回様似の11(様似十六條の11認送)

県たばこ税更正(決定)通知書
加算金決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

第五十八号様式を次のとおり改め。

第五十九号様式(第四十条関係)

第五十九号様式から第六十一号様式へと改め。

第五十九号様式(第四十一条関係)

第一号 等級決定通知書

第一号

経営者

住所

氏名

施設

所在地

ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証

鳥取県

備考 アルミ製とし、全面は赤、文字は白を用いる。

等

級

級

税

率

円

適用開始年月日

年 月 日

上記のとおり、鳥取県税条例第79条第2項の規定によつて決定しましたので通知します。

年 月 日

職 氏 名 國

平成元年3月31日 金曜日

お知らせ この通知について不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第六十號樣式（第四十二條關係）

第六十一号様式（第四十三条関係）

年 月分ゴルフ場利用税納入申告書

職 氏 名 殿	登録番号				
納入年月日及 び納入場所	特別 徴収 義務 者 は名称 住所				
経営するゴル フ場	氏名又 は名称 所在地				
区 分	利 用 人 員 人	稅 率	稅	額	摘 要
(1)					
納 期 限					
年 月 日					
納期限 後に申 告納入 する場 合の延 滞金の 計算	納期限の翌日から1月を経過する日 (その日までに納入する場合は、納 入の日)までの日数 (2)				
	納期限の翌日から1月を経過した日 から納入の日までの日数 (3)				
申告納入額 (1) + (4)	延滞金額 (4)	$\frac{0.073}{365} \times (2) =$ 円 $(1) \times \frac{0.146}{365} \times (3) =$ 円			

加算金決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、
太線部分の額を同封の納付書により納付してください。

納付期限	年月日
更正(決定)の根拠法令	地方税法 第 条

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税務所長を経由して提出してください。

第六十二号様式を削り、第六十二号様式の二中「第一百四条の四第二項」

を「第一百十四条の三第二項」に、「昭和年月日」を「年月

日」に改め、同様式を第六十二号様式とする。

第六十二号様式の二の二を次のように改め、同様式を第六十二号様式の

二とする。

第六十二号様式の二の二（第四十六条関係）

受付印

整理番号

年 月分特別地方消費税納入申告書

職 氏 名 殿			郵便官署消印 年 月 日	・	・	
納入年月日及 び納入場所	年 月 日		調定決議 年 月 日	・	・	
申告年月日	年 月 日		台帳登録 年 月 日	・	・	
経営場所	種類		特別徴収 義務者	登録番号		
	所在地			住 所		
	名称			氏名又は名称	(印)	
適用区分		総 計	課 稅 標 準	税率	税 額	摘要
利用区分		人 員 料 金	人 員 料 金		円	
旅館にお ける利用 行為	宿泊等①	人 円	人 円		円	要
	宿泊者の 昼食 ②					
	宿泊以外 ③					
	計①+② +③ ④					
飲食店等における利 用行為の料金 ⑤						
区分経理食堂における利 用行為の料金 ⑥						
計 ④+⑤+⑥ ⑦						

第六十一条の二（第六十一条の二の二）

第六十一条の四（第六十一条の四）

特別地方消費税納期限の特例適用申請書

特別地方消費税納期限の特例適用指定通知書

年月日

経営種類	
所在地	
所名	

鳥取県税条例第98条第3項の規定により特別地方消費税の納期限の特例適用を受けたいので申請します。

年月日

職氏名殿

住所所

特別徴収義務者

氏名又は名称

㊞

鳥取県税条例第98条第2項の規定は次の要件にすべて該当する場合に適用するものです。
 1 前年の納入金の合計額が円以下であること。
 2 経営開始の日から1年を経過していること。
 3 指定の取消しを受けた者にあっては、取消しの日から1年を経過していること。
 4 直前3年間において、不申告加算金又は重加算金の決定処分を受けたことがないこと。
 5 他産の状況その他事情から特別地方消費税の徴収確保に支障がないと認められること。

整理番号	※	整理簿	※	合帳	※
------	---	-----	---	----	---

年月日付けで申請のあつた下記の場所について、あなたを鳥取県税条例第98条第2項の規定の適用を受ける者として指定しましたから通知します。

職氏名

殿

年月日

月末日

経営場所	名称	所在地	指定番号	適用開始の時期等	利用行為月	月、月、年分	納期限	年

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

備考 ※欄には、記入しないこと。

第六十一号様式の五（第四十七条関係）

第六十一号様式の六（第四十八条関係）
第六十一号様式の五の次に次の五様式を加える。

特別地方消費税納期限の特例適用指定取消通知書

殿

職 氏 名 國

年 月 日

下記の場所について、あなたは、鳥取県税条例第98条第2項の規定の適用を受ける者と認められないこととなりましたので、 年 月 日の指定（指定番号第 号）を取り消します。

年 月分以降は、毎月分をそれぞれ翌月末日までに申告納入してください。

記

経営場所	名 称
所在地	
取消しの理由	お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

特別地方消費税の還付申請書

申請金額							申請金額								
年度	月別	区分	納入年月	入日	料金	税額	理由	年度	月別	納入年月	入日	喪失税額	理由		
							円	円							
天災等によるもの															
微取不能に係るもの															
摘要															

上記のとおり鳥取県税条例第98条の3の規定により申請します。

年 月 日

住 所
申請者
氏名又は名称

㊭

職 氏 名 殿

第六十二号様式の七（第四十八条関係）

特別地方消費税の納入免除申請書

上記のとおり鳥取県税条例第98条の3の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏名又は名称

31

職 氏 名 殿

年 月分 特別地方消費税納付申告書（条例第93条第3項該当）

職 氏 名 殿		経 営 場 所	種 類		特別 徴 収 義 務 者	登録番号				
納付年月日及 び納付場所	年 月 日		所 在 地			住 所				
申告年月日	年 月 日		名 称			氏 名 又は名称	(イ)			
区 分		人員	通常支 払うべき 総料 金(イ) 等の合計額 (イ)	非課税、免稅の 対象となるべき 料金及び控除額 (イ)	差引課稅 標準額 (ア) - (イ)	税率	算出税額 (ウ)	特別徴収し た、又はす べきであつ た税額 (エ)	差引納付 税額 (ウ) - (エ)	摘要
旅館にお ける利用 行為	宿 泊 等	人	円	円	円		円	円	円	
	宿泊者の 昼食									
	宿泊以外									
	小 計									
飲食店等における 利用行為の料金										
区分経理食堂における 利用行為の料金										
計										

第六十二号様式の八（第四十九条関係）

備考 この申告書は、鳥取県税条例第93条第3項の規定によつて旅館等の特別徴収義務者が株主優待券等により割引きして、又は無料で遊興飲食等をさせた場合において通常支払うべき遊興飲食等の料金と現実に支払われた料金との差額について、当該特別徴収義務者が納付すべき特別地方消費税額に係る納付申告書ですから、第62号様式の2「特別地方消費税納入申告書」と併せて提出してください。

第六十二号様式の九（第四十九条関係）

年 月分 特別地方消費税納付申告書（条例第93条第4項該当）

職 氏 名 殿	種類	納 税 義 務 者	住 所	
納付年月日及び納付場所	所在地			
申告年月日	名 称	氏名又は名称		㊞
区分	遊興及び飲食をした人員	課 稅 標 準 額	税 率	税 額
酒類		円		
諸 材 料				
燃 料 費				
人 件 費				
電 灯 料				
合 計	人			円
摘要				

第六十二号様式の十（第四十九条の二関係）

備考	特別地方消費税特別徴収義務者の証
鳥 取 県	

- (1) 金属製とし、全面は青、文字は白を用いる。
 (2) 短期間と予想される者に対しては、紙製、黒文字とし、かつ、鳥取県印を押印する。

第六十川印様式を次のやうに改め。

第六十川印様式（第五十九条の三関係）

特別地方消費税更正（決定）通知書
加 算 金 決 定 通 知 書

次のとおり更正（決定）したので通知しますから、
大額部分の額を同封の納付書により納付してください。

市 都 区 町 村 番地 殿	職業 種 類 商	年 月 日 年 月 分 回
分 課 税 標 準 等	税 額 等 摘要 要	年 月 日 年 月 分 回
更正（決定）額 既申告（更正・ 決定）額	円	円
差引不足税額		
過少申告加算金		
不申告加算金		
重 加 算 金		
延 滞 金	不足税額については、年 月 日から納付の日まで の期間に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満 の端数は切り捨てる。)は、年4.6%ペーセント(この通知書 による納期限までの期間については、当該納期限の翌日から1ヶ月を 経過する日までの期間については、年7.3%ペーセント)の 割合で計算した金額	
納 付 期 限	年 月 日	
納 付 场 所	地方税法 第 条第 項	
更正（決定）の 根拠法令		

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとった日
の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に
審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を經
由して提出してください。

第六十四印様式の次に次の1様式を加える。

第六十四印様式の二（第五十条の二関係）



第六十一年度分「昭和 年度分」や「 年度分」は、「昭和 年
月 日」や「 年 月 日」に改め、既様式の次に次の1様式を加
え。

第六十七号通知(課田十四番認送)

自動車取得税更正(決定)通知書
附加算金

次のとおり更正(決定)したので通
知しますから、大綱部分の額を同封の
納付書によつて納付してください。

年

月

日

職氏名回

市 郡	町 村	番地	殿	第	号
区	分	課税標準等 ①	税率等 ②	税額等 ①×② ③	摘要
更正(決定) 既申告(更正・決定) 差引 過少申告 不申告 重加算	(決 定) 額 額 額 額 金 金	(4) (5) (6) (7) (8) (9)	(4) (5) (6) (7) (8) (9)	(4) (5) (6) (7) (8) (9)	(4) (5) (6) (7) (8) (9)

不足税額については、年 月 日から納付の
日までの期間に応じ、税額2,000円以上あるとき
1,000円未満(は切り捨てる。)は、年14.6
ペーセント(この通知書による納期限までの期間
又は当該納期限の翌日から1月を経過する日まで
の期間については、年7.3ペーセント)の割合で
計算した金額(8)

延滞金(10)

納付期限	年	月	日
納付場所	地方税法第699条の18、第699条の21及び第699条 の22		
更正(決定)の根拠法令 更正(決定)の対象とな った自動車	(1) 普通4輪 (2) 小型4輪 (3) 3輪	(4) バス (5) 軽自動車 (車両番号)	
お知らせ	この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日 の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に 審査請求することができます。		

第六十八号通知(課田十四番認送)

軽油以外の炭化水素油製造届出書

特別徴収義務者の住所 及び氏名又は名称	営業所の所在地及び名 称
業者名及 び電話番号	局(番)

炭製 化し 水よ 素と する	使用しよ うとする 軽油等
規格	種類
用途	数量
立	年月日

使用 油	軽 油
種類	数量
立	年月日
立	年月日
立	年月日

鳥取県税条例第百三十七条第三項の規定により上記のとおり届出します。

氏名又は名称
印

年月日

職氏名殿

第六十九号様式（第五十五条関係）

39 平成元年3月31日 金曜日

第 号
輕油引取税特別徵收義務者の証

備考 金属製として、全面は緑、文字は白を用いる。

第七十號樣式（第五十六條、第五十七條關係）
輕油引取稅納入免除申請書
還付

輕油引|取稅還付申請書

上記のとおり鳥取県条例第 年 月 日
案の規定により申請します。

申請者
住 所
氏名又は名称

三

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

条例の一部を改正する条例（平成元年三月鳥取県条例第八号）による改正前の鳥取県税条例第九十八条第一項」と、「三百六十万円」とあるのは「六百四十万円」と、新規則第四十七条第一項第四号中「特別地方消費税」とあるのは「特別地方消費税及び料理飲食等消費税」とし、平成三年度にあっては同号中「特別地方消費税」とあるのは「特別地方消費税及び料理飲食等消費税」とする。